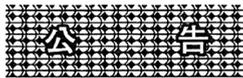


平成2年長野県告示第54号、平成7年長野県告示第801号、平成10年長野県告示第38号、平成12年長野県告示第21号、平成14年長野県告示第461号、平成15年長野県告示第442号、平成16年長野県告示第39号、平成21年長野県告示第449号、平成27年長野県告示第151号及び平成30年長野県告示第222号の事業地のうち、大字御代田字山ノ神、字大谷地、字除沢、字七口池、字谷地原、字雪窓、字鉢久保、字飯玉、字籠田及び字休ヶ原並びに大字草越字向原地内において事業地を変更する。

生活排水課



## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年7月24日

長野県知事 阿部 守一

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松本バスターミナルビル

松本市深志1-2-30 ほか

### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

アルピコ交通株式会社

松本市井川城2-1-1

### 3 変更した事項

#### (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
アルピコ交通株式会社	三澤 洋一	松本市井川城2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
アルピコ交通株式会社	小林 史成	松本市井川城2-1-1

#### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ハマ園芸(株)	濱 洋一	松本市大字笹賀7298-1
(株)キャンドウ	城戸 一弥	東京都新宿区北新宿2-21-1
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市今井7155-28
(株)五千尺	藤澤 高穂	松本市安曇字上高地4468
(株)浜左衛門	浦谷 剛人	福井県小浜市新小松原3-45
(株)藤屋	藤原 崇光	松本市中央1-2-22
(株)マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393-3
(株)アルカスインターナショナル	内山 誠一	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1
(株)しまむら	野中 正人	埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市今井7155-28
(株)藤屋	藤原 崇光	松本市中央1-2-22
(株)五千尺	藤澤 高穂	松本市安曇字上高地4468
(株)マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393-3
(株)キャンドウ	城戸 一弥	東京都新宿区北新宿2-21-1
(株)しまむら	鈴木 誠	埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-602-1
(株)ニシザワ・ホールディングス	荒木 康雄	伊那市日影435-1

## 4 変更した年月日

平成30年4月1日ほか

## 5 届出年月日

令和5年5月16日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和5年7月24日から令和5年11月24日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年7月24日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン長野三輪

長野市三輪九丁目43番24号ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

三菱HCキャピタルプロパティ株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンビッグ株式会社	小林 健太郎	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号
有限会社ハーティーフレイト	丸山 茂樹	長野市上駒沢51番地1
株式会社和田正通信サービス	出澤 和夫	長野市稲葉中千田2142番地
株式会社宮坂総合寝装	宮坂 昇道	千曲市大字稲荷山2270番地
株式会社ジンズ	田中 仁	群馬県前橋市川原町2-26-4
株式会社タツミヤ	指田 努	東京都八王子市暁町一丁目32番13号

株式会社柿安本店	赤塚 保正	三重県桑名市吉之丸8番地
ル・プレ株式会社	塚田 克好	埴科郡坂城町大字坂城6428番地
株式会社トラットリア・フォルツァ	師 美砂雄	安曇野市豊科高家2287-31
株式会社エフコーポレーション	別所 秀一郎	長野市吉田5-9-19
株式会社F Pナンジョウ	南條 義幸	飯田市丸山町三丁目5958番地5
株式会社サカキヤ本舗	宮澤 孝夫	長野市権堂町2258
株式会社パティズ	齊藤 啓一	福島県会津若松市インター西31番地
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西城吉行東一丁目4番14号
株式会社ミヤザキ	宮崎 清之	長野市大字鶴賀緑町2212番地27
株式会社まるため	柳田 茂大	長野市南千歳1-3-5
株式会社ポーラ	及川 美紀	東京都品川区西五反田2-2-3
株式会社ジーユー	柚木 治	山口県山口市佐山10717番地1
株式会社ジーフット	木下 尚久	東京都中央区新川一丁目23番5号
株式会社ハニーズホールディングス	江尻 英介	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1
株式会社マックハウス	北原 久巳	東京都杉並区梅里一丁目7番7号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンビッグ株式会社	小林 健太郎	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号
有限会社ハーティーフレイト	丸山 茂樹	長野市上駒沢51番地1
株式会社和田正通信サービス	出澤 和夫	長野市稲葉中千田2142番地
株式会社宮坂総合寝装	宮坂 昇道	千曲市大字稲荷山2270番地
株式会社ジンズ	田中 仁	群馬県前橋市川原町2-26-4
株式会社タツミヤ	指田 努	東京都八王子市暁町一丁目32番13号
株式会社柿安本店	赤塚 保正	三重県桑名市吉之丸8番地
株式会社トラットリア・フォルツァ	師 美砂雄	安曇野市豊科高家2287-31
ル・プレ株式会社	塚田 克好	埴科郡坂城町大字坂城6428番地
株式会社エフコーポレーション	別所 秀一郎	長野市吉田5-9-19
株式会社F Pナンジョウ	南條 義幸	飯田市丸山町三丁目5958番地5
株式会社サカキヤ本舗	宮澤 孝夫	長野市権堂町2258
株式会社パティズ	齊藤 啓一	福島県会津若松市インター西31番地
株式会社キャンドウ	城戸 一弥	東京都新宿区北新宿二丁目21番11号
株式会社ミヤザキ	宮崎 清之	長野市大字鶴賀緑町2212番地27
株式会社まるため	柳田 茂大	長野市南千歳1-3-5
株式会社ポーラ	及川 美紀	東京都品川区西五反田2-2-3
株式会社ジーユー	柚木 治	山口県山口市佐山10717番地1
株式会社ジーフット	木下 尚久	東京都中央区新川一丁目23番5号
株式会社ハニーズホールディングス	江尻 英介	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1
株式会社マックハウス	坂下 和志	東京都杉並区梅里一丁目7番7号

- 4 変更した年月日  
令和5年2月28日ほか
- 5 届出年月日  
令和5年5月29日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和5年7月24日から令和5年11月24日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年7月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フォレストモール岡谷  
岡谷市神明町三丁目830番6ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
合同会社フォレストプロパティ  
東京都渋谷区代々木三丁目23番4号-3階
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28
株式会社サンドラッグ	貞方 宏司	東京都府中市若松町一丁目38番地1
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番地14
株式会社ゲオ	吉川 恭史	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号OMCビル
株式会社シューマート	霜田 清	長野市川中島町今井384番地
製ばん店Syu	井上 修次	岡谷市長地小萩2-2-11-302

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28
株式会社サンドラッグ	貞方 宏司	東京都府中市若松町一丁目38番地1
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番地14
株式会社ゲオ	吉川 恭史	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号OMCビル

- 4 変更した年月日  
令和4年9月1日ほか
- 5 届出年月日  
令和5年6月15日

- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和5年7月24日から令和5年11月24日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年7月24日

長野県木曾建設事務所長 片桐 剛

### 1 入札に付する事項

#### (1) 工事名

令和5年度 防災・安全交付金(道路)工事

#### (2) 工事箇所名

一般県道上松南木曾線 木曾郡大桑村～南木曾町 読書ダム～戸場(1号トンネル)

#### (3) 工事概要

トンネル工(NATM工法)

L=943m W=6.0(7.5)m

#### (4) 工期

令和6年2月長野県議会の議決の日から約960日間(債務負担行為設定済)

#### (5) 落札方式

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用する工事です。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

本工事は競争入札参加資格は、次に掲げる要件を満たす任意の3者を構成員とする特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)とし、かつ、当該工事に係る競争入札参加資格確認の結果、資格があると認められた特定JVとします。

#### (1) 特定JVの各構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

イ 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成4年長野県告示第640号)により土木一式工事の認定を受けていること。

ウ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

エ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により土木一式工事に係る特定建設業の許可を有していること。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

カ 長野県において、滞納している県税等徴収金がないこと。

キ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と経営上密接な関連がある者でないこと。

ク 本件入札の他の入札参加資格者(他の構成員を含む。)と経営上密接な関連がないこと。

ケ 当該特定JV以外の構成員として本件入札に参加していない者であること。

コ 役員(役員として登記され又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

サ 出資比率は構成員が自主的に定めるものとし、代表構成員は構成員のうち最大の出資比率の者とする。また、構成員の最小出資比率は20パーセント以上とすること。

#### (2) その他次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 特定JVの構成員のうち、代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(7) 平成15年4月1日から令和5年7月23日(公告日の前日)までの間(以下「過去20年以内」という。)に、元請又は出資比率20パーセント以上のJV代表構成員として、公共機関等から発注されたNATM工法による延長900m以上かつ2車線以上の道路又は鉄道トンネル工事の施工実績を有する者であること。

- (イ) 次の二つの要件を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。
- a 1級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証を有していること。
  - b 過去20年以内に、NATM工法で標準部の覆工後の内空断面50㎡以上のトンネル工事の主任技術者又は監理技術者としての経験を有すること。
- (ウ) 令和4、5、6年度の長野県建設工事入札参加資格審査における経営事項審査結果通知書の土木一式工事の総合評定値（新客観点数を除く。）が1,400点以上であること。

イ 特定JVの構成員のうち、出資比率が代表構成員に次いで大きい者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (ア) 過去20年以内に、元請又は出資比率20パーセント以上のJV構成員として、公共機関等から発注されたNATM工法による2車線以上の道路又は鉄道トンネル工事の施工実績を有する者であること。

(イ) 次の二つの要件を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。

- a 1級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証を有していること。
- b 過去20年以内にNATM工法によるトンネル工事の主任技術者又は監理技術者としての経験を有すること。

- (ウ) 令和4、5、6年度の長野県建設工事入札参加資格審査における経営事項審査結果通知書の土木一式工事の総合評定値（新客観点数を除く。）が1,000点以上であること。

ウ 特定JVの構成員のうち、出資比率が最小の者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (ア) 1級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証を有している主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。

- (イ) 令和4、5、6年度の長野県建設工事入札参加資格審査における経営事項審査結果通知書の土木一式工事の総合評定値（新客観点数を除く。）が800点以上であること。

### 3 総合評価落札方式

- (1) 本件入札は、総合評価落札方式による入札であり、総合評価落札方式実施要領（平成20年3月4日付け19土政技第264号）及び特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札実施要領（平成21年7月1日付け21建政技第159号。以下「特例政令要領」という。）を適用します。

(2) 本件総合評価は、技術提案型です。

- (3) 総合評価の落札者決定基準（評価項目及び配点）は、次のとおりとします。なお、簡易型の評価点における工事成績の評価は公告日現在の工事成績評定点を、技術者要件の評価は公告日現在の実績を、建設マネジメントの評価は公告日の直近の経営事項審査の結果を、それぞれ基準として行います。

ア 総合評価点

価格点＋価格以外の評価点

イ 価格点：配点62.75点

ウ 価格以外の評価点

簡易型の評価点＋技術提案の評価点：配点37.25点

(ア) 簡易型の評価点：配点7.25点

- a 工事成績：配点5点
- b 技術者要件：配点1点
- c 建設マネジメント：配点1.25点

(イ) 技術提案の評価点：配点30点

- a 施工計画：配点20点
  - うち工程管理に係る技術的事項：配点10点
  - うち施工上の課題に対する技術的事項：配点10点
- b 工事の特性に応じた課題：配点10点
  - 終点側明かり部における路体盛土工の効率的な施工に係る具体的な提案：配点10点

(4) 価格以外の評価点の公表及び評価結果に対する疑義照会

ア 価格以外の評価点の公表

価格以外の評価点は、令和5年10月6日（金）に長野県公式ホームページの「入札情報システム」（以下「入札情報システム」という。）（<https://www.ppi.e-nagano.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>）に掲載します。なお、簡易型の評価点については、あらかじめ、令和5年9月21日（木）に入札情報システムへ掲載します。

イ 価格以外の評価結果に対する疑義照会

簡易型の評価点について疑義がある場合は、令和5年9月21日（木）から令和5年9月22日（金）正午までの間に、次のとおり書面等を提出して説明を求めることができます。なお、技術提案の評価点については、疑義照会を受け付けません。

(ア) 提出場所

4の(2)のとおり

(イ) 提出方法

原則として所定の用紙を使用し、必要事項を記載の上ファクシミリにより提出してください。その際、疑義の根拠資料を

併せて提出してください。

(ウ) 回答方法

原則としてファクシミリにより回答します。

(5) 技術提案に対するヒアリング

提出された技術提案に対するヒアリングを令和5年9月27日(水)(時間及び場所等は別途連絡します。)に行う予定です。詳細は、入札説明書に記載のとおりです。

(6) 価格以外の評価内容の確保等

ア 落札候補者との契約前に価格以外の評価内容を満足しない事実が確認された場合は、当該落札候補者と契約しないものとします。

イ 契約者が技術提案の内容を提案のとおり実施できなかった場合にあっては、以下のとおり取り扱うものとします。

(7) 評価項目の内容に著しい差異があるときは、建設工事標準請負契約約款(平成8年2月27日付け7監第487号)第47条第6号による契約解除を行うことができるものとします。

(イ) 虚偽記載等の明らかに悪質な行為があった場合には、入札参加停止等の措置を講ずることとします。

(ウ) 価格以外の評価点(工期短縮等の技術提案の評価点を含む。)を再計算し総合評価点が変わらないように減額変更します。ただし、次の場合は減額変更を行いません。

a 技術者の死亡、傷病、出産、育児又は介護を理由とした場合

b 発注者の指示により、価格以外の評価内容の確保が困難になった場合

(エ) 工事成績評定においてマイナス評価とします。

ウ 自然災害等の不可抗力の場合を除き、技術提案等の内容によることが困難で工事費が増額する場合にあっては、設計変更等は、原則として行わないものとします。

(7) 落札候補者の決定

本件入札においては、総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。ただし、同点の場合は当該者にくじを引かせ落札候補者を決定します。

4 設計図書等の閲覧等及び問合せ先

(1) 設計図書等の閲覧等

ア 本工事に係る入札説明書、設計書(いわゆる閲覧設計書)、位置図、図面、現場説明事項・施工条件明示事項及び参考図書(以下「設計図書等」という。)並びに契約書(案)の閲覧期間及び閲覧場所は、次に掲げるとおりです。

(7) 閲覧期間

令和5年7月24日(月)から令和5年9月13日(水)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く毎日午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(イ) 閲覧場所

(2) のとおり

イ 設計図書等は、令和5年7月24日(月)から、入札情報システムからダウンロードすることができます。

ウ 設計図書等に対する質問及び回答

入札に参加を希望する者が設計図書等について質問がある場合は、令和5年7月25日(火)から令和5年8月21日(月)午後5時まで(休日を除く。)の間、(2)の場所に質問書を提出することができます。

質問書に対する回答は、令和5年7月26日(水)から令和5年8月28日(月)まで(休日を除く。)の間、順次入札情報システムに掲載して行うこととし、直接回答することはありません。

公平性及び透明性確保の観点から質問書の内容は原則全て公開するので、企業秘密など公開されたくない内容を含む質問書は提出しないでください。したがって、各特定JVが提案しようとする技術提案に係る質問書は、原則として受け付けません。

エ 本工場の現場説明会は、実施しません。

(2) 閲覧場所、契約条項等を示す場所及び問合せ先

郵便番号 397-8550

木曾郡木曾町福島2757-1

木曾建設事務所総務課

電話 0264(25)2238

ファクシミリ 0264(22)4028

メールアドレス kisoken-somu@pref.nagano.lg.jp

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札に必要な提出書類

本件入札に参加する特定JVは、入札時に次の書類(以下「入札書等」という。)を提出してください。なお、入札書等は、一括して提出することとなるので注意してください。

- ア 入札書
- イ 一般競争参加資格等確認申請書
- ウ 一般競争参加資格等確認資料
- エ 共同企業体協定書
- オ 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
- カ 各構成員の納税証明書の写し
- キ 工事費内訳書
- ク 総合評価落札方式に係る価格以外の評価点申請書等

(7) 簡易型の評価点申請書

(イ) 技術提案書及び技術提案参考資料

ケ 入札参加資格の付与を受けていない者にあつては、当該資格の付与のための書類

### (3) 入札書等の提出及び開札

ア 入札回数は2回を限度とする。

イ 入札書等の提出

入札書等は、次の場所に郵送で提出するものとし、令和5年9月13日(水)を配達日とする一般書留又は簡易書留のいずれかの方法による配達日指定郵便としてください。配達日指定郵便として郵便局へ差し出せるのは、長野県内でも配達指定日の前々日までとなりますので、あらかじめ郵便局に確認してください。

なお、入札のための積算に関わる事項などを質問回答として、入札情報システムに掲載することがありますので、入札書等の郵便局への差出しは、令和5年8月29日(火)以降としてください。

郵便番号 397-8550

木曾郡木曾町福島2757-1

木曾建設事務所総務課

ウ 開札

(7) 開札の日時

令和5年10月12日(木)午後2時

(イ) 開札の場所

木曾郡木曾町福島2757-1

木曾合同庁舎 5階501号会議室

(ウ) 開札の執行

入札書を開札後、予定価格の制限の範囲内の価格の入札があった場合は予定価格を、予定価格の範囲内の入札がない場合は最低入札価格の入札金額を読み上げ、開札を終了するものとします。

(エ) 再入札

特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札公告〔共通事項〕(以下「公告〔共通事項〕」という。)6の(4)及び特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札 入札心得(以下「入札心得」という。)第13条のとおりとします。

エ 予定価格の公表

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札があった場合は、予定価格を令和5年10月13日(金)までに入札情報システムへ掲載して公表します。

オ 予定価格に対する疑義申立て

本工事の入札に参加した者は、予定価格について疑義がある場合は、令和5年10月13日(金)から令和5年10月16日(月)正午までの間に、4の(2)の場所に疑義申立て書を提出することができます。

疑義申立て書は、入札情報システムに掲載された所定の様式又は同等の項目が含まれる書式により電子メール又はファクシミリで提出してください。

カ 開札状況の公表

入札者名、入札金額及び低入札価格調査基準価格(消費税抜き)は、令和5年10月16日(月)までに入札情報システムに掲載します。

### (4) 低入札価格調査制度の調査基準価格等の適用

本件入札は、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領(平成15年4月14日付け15監技第7号)第3第1号に規定する「低入札価格調査基準価格」を適用し、同第2号に規定する「失格基準価格」は適用しません。

### (5) 特別重点調査の適用

本件入札は、特例政令要領第9の2に規定する「特別重点調査」を適用し、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について(平成23年6月24日付け23建政技第128号)により調査を実施します。

### (6) 入札保証金

納付を免除します。ただし、次に該当する場合は、見積もった総額(消費税及び地方消費税を含む金額)の100分の5に相当する金額を納付しなければなりません。

- ア 落札者として決定された特定JVが、契約を締結しないとき。  
イ 低入札価格調査に係る調査書類等、発注者が求める入札条件を確認する書類を提出しなかったとき。  
ウ 低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退に対する事務処理規程に基づく辞退又はやむを得ない事情と発注者が認める辞退による場合を除き、契約締結に至らなかったとき。

(7) 契約保証金

請負代金の100分の10以上とします。ただし、財務規則第142条第2項において読み替えて準用する同規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合は、納付する必要はありません。(金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。なお、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。)

(8) 入札書の無効等

- ア 入札心得第5条に掲げる入札書等は、不受理とします。  
イ 入札心得第19条及び第20条に掲げる入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 契約の締結

本公告に係る契約については、落札者の決定後、建設工事請負仮契約を締結し、長野県議会の議決後に本契約を締結します。

(11) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無  
無し

(12) 入札参加資格の付与を受けていない者であっても上記(2)の入札書等を提出することができますが、入札に参加するためには、令和5年10月11日(水)までに、当該資格の付与を受け、かつ、一般競争参加資格等の確認を受けなければなりません。

6 その他

詳細は、入札説明書、公告〔共通事項〕及び入札心得によります。なお、入札情報システムからダウンロードできます。

7 Summary

(1) Nature of construction:

FY 2023 disaster prevention and safety grant road and tunnel construction in Yomikaki Dam to Doba in Okuwa Village and Nagiso Town, Nagano (Tunnel No.1)

(2) Mail-in submission (registered mail with designated delivery date) :

Deadline: Wednesday, September 13, 2023

Mailing address: Nagano Prefecture Kiso Construction Office

2757-1 Fukushima, Kiso Town, Kiso-gun, Nagano Prefecture 397-8550 Japan

(3) Bid opening:

Date and time: Thursday, October 12, 2023, 2:00 p.m. (JST)

Location: Nagano Prefecture Kiso Regional Office, 5th Floor, Conference Room 501

2757-1 Fukushima, Kiso Town, Kiso-gun, Nagano Prefecture 397-8550 Japan

(4) Contact information:

Nagano Prefecture Kiso Construction Office, General Affairs Division

2757-1 Fukushima, Kiso Town, Kiso-gun, Nagano Prefecture 397-8550 Japan

Tel: +81-264-25-2238

E-mail: kisoken-somu@pref.nagano.lg.jp

道路建設課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和5年7月24日

長野県警察本部長 小山 巖

1 落札に係る物品等の名称及び数量

ネットワーク機器等一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県警察本部警務部情報管理課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2

3 落札者を決定した日

令和5年7月7日

- 4 落札者の名称及び所在地  
(1) 名称 株式会社J E C C  
(2) 所在地 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額  
1月当たりの賃借額 1,314,390円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
令和5年5月25日

情報管理課

## 公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により提出された住民監査請求について、同条第5項の規定により監査した結果を令和5年7月7日付けで通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

令和5年7月24日

長野県監査委員 増田 隆志  
同 西沢 利雄  
同 青木 孝子  
同 山岸 喜昭

長野県職員に関する措置請求の監査結果

令和5年(2023年)7月7日

## 第1 監査の請求

## 1 請求人

小諸市 工藤 八一

## 2 請求書の提出

請求書は令和5年5月10日付けで提出された。

## 3 請求の内容

## (1) 監査請求の内容

請求書及びこれに添付された事実証明書から、本件住民監査請求において請求人は次のとおり主張しているものと解される。

長野県は、令和4年度に次の1から12の契約(以下「本件契約」という。)を、随意契約で長野県土地改良事業団体連合会(以下「長土連」という。)へ発注している。

- 1 経営体育成基盤整備事業 馬取山田地区 換地・実施設計業務(軽井沢町)
- 2 県営畑地帯総合土地改良事業 祢津御堂地区 換地業務(東御市)
- 3 経営体育成基盤整備事業 諏訪平地区 換地・実施設計業務(諏訪市)
- 4 県営中山間総合整備事業 ひのきの里地区 徳原工区換地業務(上松町)
- 5 経営体育成基盤整備事業 小野沢地区 換地設計業務(朝日村)
- 6 経営体育成基盤整備事業 小野沢地区 かたくり工区換地業務(朝日村)
- 7 県営中山間総合整備事業 あさひ地区 換地業務(朝日村)
- 8 県営中山間総合整備事業 いくさか地区 会工区換地業務(生坂村)
- 9 経営体育成基盤整備事業 北城南部地区 換地業務(白馬村)
- 10 経営体育成基盤整備事業 会染西部地区 換地業務(池田町)
- 11 経営体育成基盤整備事業 上原地区 換地・実施設計業務(大町市)
- 12 農村地域防災減災事業 長野県地区 ため池管理体制強化業務(長野県全域)

注1 換地業務: 契約番号2・4・6・7・8・9・10(7件)

換地・実施設計業務: 契約番号1・3・5・11(4件)

ため池管理体制強化業務: 契約番号12(1件)

注2 発注機関別

佐久地域振興局農地整備課: 契約番号1

上田地域振興局農地整備課: 契約番号2

諏訪地域振興局農地整備課: 契約番号3

木曾地域振興局農地整備課: 契約番号4

松本地域振興局農地整備課: 契約番号5~8

北アルプス地域振興局農地整備課：契約番号9～11

農政部農地整備課：契約番号12

普通地方公共団体を当事者とする契約は、一般競争入札によるのが原則であり、指名競争入札、随意契約、せり売りの方法によることができるのは、政令で定める場合に該当する場合だけである（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条第2項）。

法施行令によれば、契約の性質又は目的が競争入札に適しないときは随意契約によるとされ（第167条の2第1項第2号）、排他的権利の使用、他の者が有し得ない専門的知識及び技術等を必要とし、特定の1者しか履行できない場合がこれにあるとされる。このため、長野県自身も、県内各自治体に対して、随意契約による場合には、上記施行令に沿った根拠や理由を明確にしておくよう要請している。

最高裁判例によれば、当該契約の目的、内容に照らし、それに相応する資力、信用、技術、経験を有する相手方を選定し、その者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も、随意契約によることができる場合に該当するとされている。

しかるに、長野県が随意契約で長土連へ発注した行為及び、本件契約に基づき公金を支出する（した）ことは、下記ア～エの理由により違法若しくは不当であり、本件契約を入札を実施して行った場合の代金を超える部分についての支払を停止し、本件契約代金の既払い額が本件入札金額を超える場合、長野県知事または各地域振興局長、その他の担当職員に対して、当該超過額の賠償請求をするべきである。

#### ア 換地業務、換地・実施設計業務について

(ア) 県は、換地業務には管理技術者と照査技術者が必要であるところ、これらの技術者は、いずれも土地改良換地士の資格が必要で、しかも両者を兼任できないと説明しているが、土地改良換地士にしかできない業務は、換地計画を定めるにあたり地権者会議の議決に先立ち意見を述べることだけである（土地改良法第52条第4項）。したがって、これ以外の業務については、土地改良換地士の資格は法的には必要でない。

(イ) 県の説明したところによると、長野県職員の中にも、土地改良換地士の資格を有する者は5名いる。仮に県が行う土地改良に関する事業を外部に委託発注するにしても、意見を述べることをのみを県職員が行ってもよいはずである。

(ウ) 管理技術者が行うべき業務を含んだ業務と照査技術者が行うべき業務を含んだ業務を分離し、それぞれを別々の事業者が発注することや、複数の事業者で共同で発注することも可能なはずである。この場合には、県の説明する立場によっても、土地改良換地士が1名しかいない業者にも発注することが可能である。

(エ) 県内には、2名以上の土地改良換地士を置く事業者が存しないとしても、全国的には多数存在するはずである。ちなみに、一般社団法人関東土地改良測量設計技術協会の会員は58事業者いるところ（資料6）、その中の大半の事業者は、土地改良換地士を在籍させ、さらには相当数が複数名在籍させているはずである。

#### イ ため池管理体制強化業務について

同業務を行うのに必須の資格は存しないうえ、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第6条によれば、都道府県は、推進計画に基づく防災工事等を実施する者に対し、当該防災工事等の確実かつ効果的な実施に関し必要な技術的な指導、助言その他の援助に努めるものとされ、援助に関し必要があると認めるときは、土地改良事業団体連合会に対し、必要な協力を求めることができるとされている。しかしながら、上記条項は単に長土連に協力を求めることができることを明示するのみで、随意契約の正当性の根拠となるものではない。

#### ウ 一括発注の合理性

仮に一部の業務について、発注可能な事業者が1者しかいないとしても、随意契約の発注業務は本件契約の対象業務のごく一部にもっと限定することが可能であり、本件契約に含まれる業務のうち、土地改良換地士が関わる必要がある業務のみを随意契約とし、その他の業務を入札によるとすることも可能なはずである。例えば、本件契約番号1に含まれる業務のうち、メインとなる実施設計業務は、①現地調査、②補償物件調査、③各種施設の取付点標高測量、④区画形状の検討、⑤計画平面図作成、⑥面積算定、⑦道路用排水路縦断計画、⑧計画排水量、⑨排水路水理計算、⑩道路・用排水路標準断面図作成、⑪付帯施設設計、⑫整地計算、⑬暗渠排水施設設計、⑭数量計算、⑮照査を内容としているが（資料4・公表用積算内訳書及び換地業務設計書）、土地改良換地士が関わる必要があるのは、④、⑤の業務の一部である。④、⑤の業務（30万7604円・実施設計業務全体258万2391円の12%）を、その余の実実施設計業務（227万4787円・全体258万2391円の88%）と区別し、それぞれを別の業者に発注することは可能であるから、土地改良換地士が関わる必要となる④、⑤業務のみを随意契約とし、その他の業務を入札によるとすることも可能なはずである。

#### エ 代金の相当性

本件契約の代金は、県が行った農林水産省の定める積算基準額（資料1・契約一覧表「最終設計額」欄記載の金額、もしくはこれに極めて近接した同表「最終契約額」欄記載の金額）によっている。これに対して、入札を実施すれば、競争原理が加わる結果、同じ農林水産省の定める積算基準額による設計、測量業務でも、軒並み10%以上安い金額で落札されている（資料7の1乃至6）。

したがって、本件契約も最低10%は安く発注できたと認められるのであり、本件契約の代金は不相当に高額であるといえる。

#### (2) 請求書添付の事実証明書

ア 令和4年度県営土地改良事業の長土連への発注状況(契約一覧表) (資料1)

イ 長野県土地改良事業等補助金交付要綱に基づき市町村が事業主体で行う事業における業務等の発注について(素案) (資料2)

ウ 契約結果表示に関する長野県ホームページの写し (資料3の1~10)

エ 公表用積算内訳書及び換地業務設計書(令和4年度経営体育成基盤整備事業 馬取山田地区 換地・実施設計業務 北佐久郡軽井沢町大字発地) (資料4)

オ 令和4年度(2022年度)長野県内の土地改良換地士の状況 (資料5)

カ 一般社団法人関東土地改良測量設計技術協会 会員名簿 (資料6)

キ 入札経過書に関する長野県ホームページの写し (資料7の1~6)

#### 4 請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和5年5月10日付けで受理した。

#### 5 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第7項の規定による請求人の陳述を、令和5年6月8日に行った。その主旨は請求書の記載内容を補足する事項であった。

なお、請求人からの追加の証拠提出はなかった。

### 第2 監査の実施

#### 1 監査対象事項

請求人が主張する長土連との12の契約を長野県が随意契約で締結し、この契約に基づき公金を支出する(した)行為の違法性、不当性について監査した。

#### 2 監査委員の就任

請求を受理した時点で空席となっていた委員について、令和5年5月11日付けで山岸喜昭委員が就任した。

#### 3 監査対象機関

請求のあった下記7機関を監査対象機関とした。

佐久地域振興局農地整備課

上田地域振興局農地整備課

諏訪地域振興局農地整備課

木曾地域振興局農地整備課

松本地域振興局農地整備課

北アルプス地域振興局農地整備課

農政部農地整備課

#### 4 監査対象機関の陳述

監査対象機関からは、陳述に代えて陳述書の提出があった。

佐久地域振興局長(令和5年(2023年)5月31日付け5佐地農整第87号)

上田地域振興局長(令和5年(2023年)5月31日付け5上田地農整第86号)

諏訪地域振興局長(令和5年(2023年)5月30日付け5諏地農整第72号)

木曾地域振興局長(令和5年(2023年)5月30日付け5木地農整第72号)

松本地域振興局長(令和5年(2023年)5月29日付け5松地農整第96号)

北アルプス地域振興局長(令和5年(2023年)5月30日付け5北ア地農整第85号)

農政部長(令和5年(2023年)5月31日付け5農整第307号)

#### 5 監査対象機関の陳述書に対する請求人の意見

令和5年6月5日付けで監査対象機関の陳述書に対する意見を求めた。請求人からの意見の提出はなく、同年同月8日に実施した陳述においても触れられなかった。

#### 6 監査対象機関の監査

法第242条第5項の規定により、監査対象機関に対し、監査用資料の提出を求めるとともに、令和5年6月2日に事務局職員による関係書類の調査及び聞き取り調査、同年同月8日に監査委員による監査を実施した。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係法令等との照合、関係書類等の調査、請求人の陳述及び監査対象機関から提出された陳述書及び監査の過程において、次に掲げる事実を確認した。

##### (1) 長土連への発注及び支払について

請求人から提出のあった、「令和4年度県営土地改良事業の長土連への発注状況(資料1)」については、12件すべて発注の事実があり、請求書を受理した令和5年5月10日現在、12件中7件について代金の支払いが行われていた。

精算払: 契約番号2・6・8・9・10・12 部分払: 契約番号7

##### (2) 一者随意契約とすることができる場合について

法234条第1項では、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とされ、同第2項では「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」とされている。

これを受けて、法施行令第167条の2では、随意契約によることができる場合として、第2号に、「不動産の買入れ又は借入れ(中略)その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と定めている。

なお、最高裁判決(昭和62年3月20日第二小法廷)では、「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項一号に掲げる場合に該当するものと解すべきである。」と判示しており、当該判決の続きとして、「そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。」と記載されている。

### (3) 請負人等選定委員会の開催について

長野県では、県が発注する建設工事等に係る業者選定等について適正を期するため、「長野県建設工事請負人等選定委員会要領(昭和54年8月24日付け54監第230号)」を定め、その手続きに則り建設工事等の発注が行われているが、監査対象事項となっている長野県が令和4年度に発注した12件の契約について、同要領に基づき各発注機関で請負人等選定委員会が開催され、請負人等選定調書が作成されていた。

### (4) 各事業の随意契約理由について

#### ア 請負人等選定調書の記載事項

##### (ア) 換地業務

いずれも「換地業務は土地改良換地士を2名以上有する者(管理技術者及び照査技術者(兼務不可))を資格要件としていること」及び「民間業者において土地改良換地士を複数名有する者がいないこと」を理由としている。

##### (イ) 換地・実施設計業務

上記(ア)の理由に加えて「換地業務と実施設計業務が一体不可分な業務であること」を理由としている。

##### (ウ) ため池管理体制強化業務

本業務は市町村等に対し、防災工事等を実施する上で必要な技術的な指導・助言等を行うものであり、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和2年法律第56号)」第6条第2項の規定により、土地改良事業団体連合会と防災重点農業用ため池に係る防災工事等の援助に関する基本協定書を締結し、この協定に基づくことを随意契約の理由としている。

#### イ 陳述書の記載及び監査対象機関の監査から判明した事項

##### (ア) 換地業務

「換地業務における土地改良換地士の関与の拡大について」(昭和59年3月7日付け農林水産省構造改善局長通知)では、土地に関する農家の意識や利害関係が複雑化する中で、換地業務の遂行に支障をきたしている事例も各地で見受けられる等の理由から、本業務で実施する「換地設計基準の確定及び土地評価基準の作成」及び「換地計画原案の作成」などについても、土地改良換地士の関与を求めている。

##### (イ) 換地・実施設計業務

「換地業務と実施設計業務が一体不可分な業務である」ことについて、陳述書には、「ほ場整備の実施設計は、換地業務の割り込み作業を踏まえて実施設計を行う必要があり、相互の連携が不可欠である。また、ほ場整備は、個人の財産である農地の形状等を変え、耕作者が耕作しやすい条件にすることで効果を発揮する事業であるため、関係する耕作者や土地所有者(以降「関係者」という。)と密に調整しながら、換地業務と同時並行して作業を行う必要がある。関係者からは、従前農地と比較した立地条件等について数多くの要望や意見が出され、全体の合意を得るまでに何度となく換地、実施設計の両業務において修正作業が必要となる。そのため、換地と実施設計の両業務は、互いにフィードバックしながら作業を進める必要があることから、ほ場整備の換地と実施設計は、切り離しのできない一体的な作業である。」と記載があった。

##### (ウ) ため池管理体制強化業務

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針」(令和2年農林水産省告示第1845号)では、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等を円滑かつ的確に実施するため、知見を有する土地改良事業団体連合会の技術力を有効に活用している事例(いわゆる「ため池サポートセンター」等)を示し、多数の防災重点農業用ため池を有する都道府県においては、ため池サポートセンター等を設立し、効率的に防災工事等を推進していくことが望ましい。」としている。

### (5) 陳述書記載の法令・通知について

陳述書に記載のあった下記法令・通知について、その存在を確認した。

#### ア 「専門技術者委嘱の要領について」(昭和40年12月25日付け農林省農地局長通知)

イ 「土地改良換地士の意見制度に関する取扱いについて」(昭和49年10月23日付け中央換地センター運営委員長から都道府県換地センター運営委員長あて通達)

ウ 「換地業務における土地改良換地士の関与の範囲の拡大について」(昭和59年3月7日付け59構改B第280号農林水産省構造改善局長通知)

エ 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針」(令和2年農林水産省告示第1845号)

オ 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の援助に関する基本協定書」(令和3年3月5日締結)

カ 「換地業務の経費算定について」(平成4年8月21日4-7農林水産省構造改善局通知)

(参考) 土地改良事業における入札契約について

本県では平成13年度に「農業農村整備事業の財務事務の執行について」をテーマに、農業農村整備事業費が適法かつ適正に行われているかという観点から、法第252条の37第1項の規定による包括外部監査が実施された。

その中で入札等契約事務についても監査が行われたが、包括外部監査人からは、「長士連に発注された業務内容は(中略)随意契約を行うことについて法規準拠性に問題はない」という監査結果に加え、「競争原理の活用により(中略)民間コンサルの育成を促すために参入の機会を与えることは必要と考える。」との意見が付された。

これを踏まえ、長野県知事から「今後、有資格者の配置により、民間コンサルへの委託が可能と判断されるときは、競争入札へ移行する。」との回答がなされている。

## 2 判断

請求人は本件に関して、「長士連1者と随意契約を締結し、これに基づいて公金を支出する(した)ことは違法若しくは不当であり、本件契約を入札を実施して行った場合の代金を超える部分についての支払を停止し、長野県知事、地域振興局長その他の担当職員に対し、当該超過額の賠償を求めるべきである」と主張している。

そこで前記1のとおり確認した事実関係に基づき、以下のとおり判断する。

### (1) 換地業務に土地改良換地士2名を配置することについて

請求人は「土地改良換地士にしかできない業務は、換地計画を定めるにあたり地権者会議の議決に先立ち、意見を述べることであり、これ以外の業務については、土地改良換地士の資格は法的には必要でない。」と主張している。

この件について、換地業務は個人の権利や財産に影響を及ぼす業務であり、トラブルを回避するためにも専門知識や技術、経験を有する土地改良換地士の関与が必要であり、調査を適切に機能させるために管理技術者と照査技術者を兼務不可とし、土地改良換地士2名を配置することは、発注者の合理的な裁量判断により決定されたものと認められる。

なお、請求人は陳述において、換地業務と言いながら分筆登記と相続等代位登記を行う発注案件について、何故土地改良換地士がやらなければならないのか疑義を述べていたが、本件業務における分筆登記には事前打合せや権利者立会、相続等代位登記には相続人等の調査・協議が含まれる。

こうした業務については、「換地業務の経費算定について」(平成4年8月21日4-7農林水産省構造改善局通知)の基準歩掛表でも、土地改良換地士資格試験に合格した者を主任技師や技師に配置することが経費算定上想定されているところであり、本件業務における分筆登記・相続等代位登記を行う発注案件に土地改良換地士を配置することについても、発注者の合理的な裁量判断により決定されたものと認められる。

### (2) 土地改良換地士の資格を有する県職員5名が行うことについて

請求人は「県が行う土地改良に関する事業を外部に委託発注するにしても、土地改良換地士にしかできない意見を述べることのみ5名いる県職員が行ってもよいはずである。」と主張している。

この件について、「専門技術者委嘱の要領について」(昭和40年12月25日付け農林省農地局長通知)では、「専門技術者が換地計画の認可等を行う県職員と相兼ねることについては、(中略)さけることとする」とされていることから、土地改良換地士の資格を有する県職員に行わせないことは、発注者の合理的な裁量判断により決定されたものと認められる。

### (3) 分離発注、共同発注とすることについて

請求人は「管理技術者が行うべき業務を含んだ業務と照査技術者が行うべき業務を含んだ業務を分離し、それぞれを別々の事業者に発注することや、複数の事業者に共同で発注することも可能なはずである。」と主張しているが、

ア 管理技術者と照査技術者は、業務全体を通じてそれぞれ異なる役割を担うものであり、管理技術者が行うべき業務と照査技術者が行うべき業務を分離し、それぞれを別々の事業者に発注することは、業務全体を管理する管理技術者と、業務全体を基準に照らして誤りがないかチェックする照査技術者を兼務不可として、ひとつの業務に両者の配置を必要としていることからすると困難である。

イ 複数の事業者に共同で発注することについて、委託事業においては配置技術者の不足を充足することを目的にコンサルタントが共同して受注する入札制度がない。

上記理由により、本件契約の発注において分離発注、共同発注としなかったことは違法若しくは不当ではないと判断した。

### (4) 県外の建設コンサルタント等への発注について

請求人は「長野県内に2名以上の土地改良換地士を置く事業者が存しないとしても、全国的には多数存在するはずである。」と主張している。

この件について、換地業務は、換地計画の策定や様々な部分で地元の関係者と細部にわたり、打ち合わせを十分に重ねながら慎重に行うことが必要であるため、受託者自らが業務地に入り、協議調整を行いやすい県内事業者を業務受注の対象とすること

は、発注者の合理的な裁量判断により決定されたものと認められる。

(5) ため池管理体制強化業務について

請求人は「ため池管理体制強化業務を行うのに必須の資格は存しないうえ、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第6条は単に長土連に協力を求めることができることを明示するのみで、随意契約の正当性の根拠となるものではあり得ない。」と主張している。

この件について、県内にはため池が約1,900箇所、うち防災重点農業用ため池が約690箇所あり、多数の防災重点農業用ため池を有する現状に鑑みると、1(4)イ(ウ)で触れた「防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針」(令和2年農林水産省告示第1845号)に基づき、従前からため池管理者に技術的な支援、助言を行い、知見を有する長土連と随意契約することは、発注者の合理的な裁量判断により決定されたものと認められる。

(6) 換地業務と実施設計業務を一括発注することの合理性について

請求人は「仮に一部の業務について、発注可能な事業者が1者しかいないとしても、随意契約の発注業務は本件契約の対象業務のごく一部にもっと限定することが可能であり、本件契約に含まれる業務のうち、土地改良換地士に関わる必要がある業務のみを随意契約とし、その他の業務を入札によることも可能なはずである。」と主張し、例えば契約番号1の案件について、「メインとなる実施設計業務から土地改良換地士に関わる必要がある業務の一部を実施設計業務と区別し、その部分のみを随意契約とし、その他の実施設計業務を入札によることも可能なはずである」と主張している。

この件について、土地改良換地士に関わる必要がある換地業務と実施設計業務は、次のとおり密接に関連している。

ア 換地業務は、換地前の現地調査を実施したうえで、実施設計業務側がおおよその用水系統及び道路配置を定めた区画に受益者の意向等をふまえて耕作地を割込み、換地設計基準を定める。

イ 実施設計業務は、換地前の現地調査を実施したうえで、おおよその用水系統及び道路配置を定めたのち、換地業務において定めた換地設計基準を基に詳細設計を実施する。

換地・実施設計業務を行っている本件契約(契約番号1・3・5・11)において、これらを分離発注とした場合、作業の手戻りや打合せ回数の増加など非効率であることから、換地業務と実施設計業務を一括で発注することは発注者の合理的な裁量判断により決定されたものと認められる。

上記のとおり、(1)から(6)まで請求人の主張を検討した結果からは、違法若しくは不当とする事実は認められなかった。

なお、請求人は「本件契約の代金は、入札を実施すれば競争原理が加わる結果、最低10%は安く発注できたと認められるのであり、本件契約の代金は不相当に高額であるといえる。」と主張しているが、本件契約を随意契約とすることについて違法若しくは不当とする事実が認められないため、入札を実施した場合を仮定した主張は理由がないものと判断した。

3 結論

前記2において検討した結果を総合すると、本件監査対象事項である請求人の請求にはいずれも理由がない。よって、これを棄却する。

なお、地方公共団体の契約は一般競争入札を原則としており、換地業務についても民間事業者に参加の機会を与え、育成することは技術力の向上につながることから、監査対象機関においては、換地業務における競争入札導入の可能性を一層検討されたい旨、付言する。

監査委員事務局